

第 499 回福井地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 5 年 3 月 17 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

2 場 所 福井労働基準監督署（2 階会議室）

3 出席状況：

公益代表委員 井花委員、上野委員、岡崎委員、新宮委員、竹内委員

労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員 山田委員、山本委員

使用者代表委員 江端委員（欠）、久保田委員、坂川委員、中山委員（欠）、
山埜委員

事務局 田原労働局長、藤原労働基準部長、細川賃金室長、西村賃金指導官

4 議 題

（1）福井県特定最低賃金に係る改正の申出の意向確認について

（2）令和 5 年度における福井地方最低賃金審議会の運営について

（3）その他

5 資 料

（1）福井県特定最低賃金に係る意向表明状況

（2）福井県特定最低賃金の適用労働者数等について

（3）令和 4 年度 特定最低賃金の審議・決定状況（全国）

（4）令和 5 年度福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表（案）

6 議事進行

○新宮会長

定刻前ですが、ただいまから、第 499 回福井地方最低賃金審議会を開催します。

なお、本日の審議会には 1 名の傍聴人がおられますことを報告します。

では、最初に定足数の確認を事務局よりお願いします。

○西村指導官

定足数の確認でございますが、本日、使側江端委員、中山委員が御欠席です。

日程調整の関係上、お二方には御了承を頂いております。

また、山田委員が 30 分ほど遅れて来られるとのことです。

ただし、全体の 3 分の 2 以上の委員の出席をいただいておりますので、本審議会は有効に成立していることを報告いたします。

○新宮会長

それでは、お手元の会議次第に基づき進めさせていただきます。

まず、議題（1）「福井県特定最低賃金に係る改正の申出の意向確認について」事務局より説明をお願いします。

○西村指導官

4業種とも改正意向表明がございましたので、資料として意向表明一覧表及び令和4年12月現在の特賃業種適用労働者数の資料を添付させていただきました。改正申出における適用労働者数につきましては、これらの数字を分母としてお使いいただけますようお願いいたします。

なお、昨年度との数字の差異でございますが、年次フレーム（母集団数）の更新、特賃適用除外労働者（65歳以上、18歳未満）の除外（4年度基礎調査から復元した数）、また、同じく基礎調査から廃業の連絡があったもの、帝国ニュース等から倒産情報による労働者数を減じた数となっておりますので、御承知願います。以上です。

○新宮会長

ありがとうございました。

ただいまの意向表明の件につきまして、労働者代表委員からの補足説明はございませんか。

○山本委員

資料の2の数字ですけど、統計上の数字なので、信ぴょう性がどうかではないのですが、繊維のところでは623名のプラス、労働組合の調査では、これ程多く増えているわけではないので、少し気になるなど。

数字の理屈を事務局の方で押さえていただければと。

○新宮会長

今の時点で回答できることはありますか。

○西村指導官

はい。山本委員の御指摘ですが、私ども、昨年度より数字が増えておりますので、数字の確認は複数名でさせていただいております。母集団数が、本省から示された年次フレームの更新によってかなり増えておりました。それと、先ほど申し上げた基礎調査の適用除外が今回たまたま御回答いただいた調査票の中で、除外労働者が少ない状態ですと復元ができず、減できる労働者数が少なかったということでございます。しかし、こういった集計でもって提供させていただくことは、全国的に統一させていただいておりますので、御承知おきいただければ幸いです。

○新宮会長

よろしいでしょうか。

○玉川委員

今の話も含めてですが、労働者数の変動については、一定理解しました。気になるのは、適用事業者数が繊維で、95も増えるのかどうかというのがちょっと。人数の差異といった所はやむを得ないと思いますが、事業者数の増加というのが

今の説明でも理解しづらいのですが、その点はどうでしょう。

○西村指導官

事務局といたしましても、事業場数の増加はどうかと思いましたので、本省にも確認させていただきます。

○玉川委員

今日じゃなくてもいいので、確認いただければと思います。

○新宮会長

小規模の事業場が増えた可能性はありますが、その点、何か分かることございましたら次回説明いただけると有り難いので、よろしくお願いします。

ほかに何かありますか。

引続き事務局から、令和5年度の審議会の日程について、資料の説明をお願いします。

○細川室長

はい、資料の説明の前に、今年度の審議会において、本省より他県の審議結果や状況について開示しないように指示がありましたことの説明を行わせていただいておりますが、各審議会において複数回各委員より審議を進めるに当たって必要な情報であるとの意見を頂戴しており、開示する方向で検討をしてくださいとのこととございました。これについて再度本省あて確認を行いましたところ、結審後の答申の際に、審議結果を自局のホームページ等に掲載した時点で情報がオープンになる現状を踏まえ、非公開の部分（採決状況等）を除きの情報を資料として審議会等に提出することは可能である旨の連絡がありましたので、今般、特賃の全国の審議結果について御報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

本日提出しました資料No.3について簡単に御説明いたします。4ページありますが、北海道から沖縄まで、各県ごとに全ての設定されている業種のそれぞれごとに全ての記載がなされております。表の構成として、左から都道府県、地域別最賃の額、その右に北海道ですと四つの業種の特定最賃が記載されています。以降については北海道の欄により説明させていただきますと、その右が改定前の額で、その右の改定額というのは、令和4年度（今年度）に改定された額ということです。さらに、その右欄が引上げ額となっており、例えば、一番上ですと、食品の業種でプラス32円となっているなど、引き上げた額がそのまま記載されています。

次に、その右が申出という項目になっていますが、改正と記載された欄は改正の申出があったもので、無の記載は改正の申出が無かったものです。また業種の新設が行われたものの中で、申出欄が無の表示になっているもの、及び新設との表示を行っているものがございます。

さらに、その横には申出種別というのがありまして、これは、公正競争方式か労働協約方式かという区分が書いてあります。その右横は申出日、必要性の諮問

日、必要性の答申日、必要性の有無、部会結審日、本審結審日、官報公示日、効力発生日の順に表示されています。

なお、業種ごとの改正額に一定のばらつきはあるのですが、具体的内容については個々の内容を見ていただきたいと思えますし、福井県については今回、四つの業種の中で、一般機械について必要性審議が認められ、金額審議を行うことができ、その結果41円プラスの915円にて、令和4年12月24日から効力発生となっています。

また、今回の表の中で改正が無かったのは二つの都県であり、東京、神奈川につきましては以前より改正が行われていない状況にあります。なお、東京、神奈川につきましては業種の新設が行われている現状がございます。これ以外の県では、何らかの業種の金額改正がなされている状況であります。

○新宮会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

○九野委員

情報開示については、前回、前々回の審議会にてお話をしていたかと思えます。今ほどホームページ掲載後になればオープンになるという話があり、本日、特賃の情報開示がありましたが、各局がホームページに掲載するタイミングについては、専門部会の結審が終わった後に異議の申立てをする際のタイミング、又は異議審が終わった後の確定したときのタイミングなのか、どのタイミングでしょうか。

○細川室長

審議会、専門部会の答申を受けた際にホームページに掲載し、異議の申立ての公示をする際です。

○九野委員

分かりました。各局の結審後の意見を受け付ける公示の際のホームページに掲載時点でオープンにできるとのことによいか。

○細川室長

はい。

○新宮会長

では、ここで専門部会を行っている際にホームページに掲載されれば、その情報は参考にできるということですね。

○細川室長

はい。

○玉川委員

今の話は最低賃金の話に捉われず、特賃の話も共通するという点でよろしいですか。

○細川室長

はい。

○小林委員

専門部会等でほかの地域の情報を入手した場合、口外する場合は委員として違反とはならないか。他の地域の情報を専門部会等で話をするのはよいのか。

○細川室長

労側として仕入れた情報を専門部会等で話されることに制限はされません。

○小林委員

分かりました。

○新宮会長

ほかよろしいでしょうか。それではこの件は以上といたします。

続きまして、議題（２）「令和５年度における福井地方最低賃金審議会の運営について、事務局より説明をお願いします。

○細川室長

私からは、令和５年度の福井地方最低賃金審議会の審議日程（予定）についてお話させていただきます。

資料No.5「令和５年度福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表（案）」の下欄を見ていただきますと、答申日に対応した異議申出締切日、異議審議会、官報公示予定日、改正発効予定日の関係が記載されており、10月1日の改正を目指す場合には、例年どおり、8月4日（金）か8月7日（月）に審議会の答申がなされる必要があります。また、8月8日の審議会の答申がなされた場合、この場合は最短で10月4日からの改正となります。

今回の（案）については、8月7日に審議会を開催の上、結審をお願いする計画とさせていただいており、同日に結審がなされない場合の予備日として、8月8日の審議会開催を計画させていただきたいと思っております。なお、異議審については、異議申出締切日の関係から8月23日の午前中、予備日として8月24日の午前中に異議審を開催することになりますので、これらの点についても御理解いただきますようお願いいたします。

また、本省から連絡がなされた、令和５年度 中央最低賃金審議会の諮問予定日や答申予定日の日程からは、福井地方最低賃金審議会の諮問を7月3日、目安額報告の審議会を8月1日の日程でそれぞれ計画させていただきたいと考えているところであり、これらの予定に対応した専門部会の開催日程についても、同日程表（案）の青色枠のとおり考えているところでもあります。

さらに、令和5年度も今年度同様に6月9日（金）の審議会について開催することとし、令和5年度審議会の運営規定や情勢報告、特定最低賃金の審議日程や協議手法等に関する審議を実施したいと考えておりますので、皆様方の日程調整をよろしくお願いいたします。

最後に、これらの日程の大きな変更はできないことを御理解いただき、各委員の皆様におかれましては、日程の確保に御協力いただきますようお願いいたします。

計画しております各日程については、現在（案）ではございますが、開催時間については事前に各委員宛て連絡を行い決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

日程ということですので、時間については事務局より皆さんにお尋ねして確定するということですので、御理解をよろしくお願いいたします。

ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

○坂川委員

日程のことですから、今のこの時期に設定することはやむを得ないかなと思いますが、確か今回の審議委員の任期は今回で2年が経過して最終回ですよね。委員が交代する可能性がありますので、この日程で新委員を拘束するのはどうかなと思います。ですから新委員になられた方には事務局の方で連絡を取り説明をお願いします。

○新宮会長

もし委員の交代がある場合は早くその方に当面の予定をお伝えいただいて、調整が必要な場合は対応していただく必要が出てくると思いますので、その辺の御配慮をよろしくお願いいたします。

○細川室長

分かりました。

○新宮会長

ほかに何かありますか。

○玉川委員

はい。この日程についてですが、非常に8月初旬は窮屈な日程となっております。前は東京オリンピックの関係とかで無理してきたが、今年は8月1日の目安報告を予定しているのですが、これまでで一番遅いかなと思います。これは、本省からの連絡がこの辺ということですか。

○細川室長

本省からの目安小委員会の開催予定について連絡があり、このようになっていきます。今年同様に目安小委員会で議論を尽くすとのことで、7月末までの開催予定であり、このような日程案としました。

○玉川委員

労働局では仕方ないと思いますが、確かに本省での議論を尽くすことは必要であると思いますが、10月1日の効力発生を目指している地方の議論も尽くす必要があるもので、この日程ですと全員をそろえるものではないのかなと思ってしまいます。10月1日の発効を目指しているのか疑問視せざるを得ないなあと思う。本省で議論を尽くしていただくべきと思いますが、その為に遅れますよということとなり、それで地方の審議会の日程がこれではどうなのか。福井労働局にしてみれば、この日程しかできないのは分かりますので、地方の審議会でも十分な議論を尽くした上で10月1日の発効ができるように、少なくとも目安額を7月26日ぐらいに示すことで、日程を配置すべきと思うので、地方の審議日程に悪影響が出ないような日程設定をお願いしたいと本省に伝えてほしい。

○新宮会長

確かに、おっしゃるとおりで地賃の議論の時間が十分確保できるということは我々にとっても重要なことですので、こういう意見があったことは本省に伝えていただき、中央での目安審議が十分にされ、地方に早くお伝えいただくように本省にお伝えいただきたいので、よろしくをお願いします。

今年度は小委員会については設けない方向で考えていますが、その必要性については私自身も疑問を持っております。それでどうすべきか皆さんと御相談したいと考えておまして、その御相談を6月の最初の時に議論したいと思っております。小委員会を設けるべきかどうかについてです。本来特賃はそれぞれの業種ごとに、一つ一つ必要性を審議する進め方でやりたいと思いますが、その材料として小委員会を設けてまいりました。それで小委員会での議論を踏まえた、必要性審議になることを期待していますが、なかなか最終的には、それぞれの思惑を尊重しあうよう皆さんから御配慮いただきながら進めたいが、取引っぽい感じになっています。なので、業種ごとの議論をやる機会が最終的には必要性審議に反映されないと意味がないので、この形になる方法が小委員会で良いのかどうかを疑問しているところです。で、必要性審議を2日間きっちり執り時間を取った形の方が良ければ、違う方法に変えることもあるかなと、私は思っています。個人的な判断として考えているところです。6月に改めて皆さんに御意見を頂いてどういうふうに進めるか議論していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

それでは、来年度の最低賃金の審議については、事務局より提案のありました「令和5年度 福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表（案）」のとおり計画の上審議を進めたいと思っておりますので、各委員の方からありました御意見は対応していただきたいと思っております。それでは各委員の皆様も日程の確保に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○新宮会長

最後に、議題（３）「その他」ですが、委員の方で何かありませんか。
事務局の方は、よろしいですか。

○細川室長

はい、先程は情報の開示について説明をさせていただきましたが、今年度の審議会や専門部会の際にお話をいただいております、特賃の審議方法について、金額審議の前の必要性審議についてです。

特賃の必要性審議については、全会一致により認められた場合のみ金額審議に移行できるものですが、これを採決による多数決原理にしてもらえないかとの意見でございました。

これについても、本省あて再度連絡（特賃の専門部会後の報告の際）をしていましたが、その回答としましては、数局から同じような要望・意見が届いており、今後そこも踏まえ議論していくこととなると思いますが、来年度から改正しますとの回答は困難である旨連絡を貰っているところです。

よって、現在の全会一致方式にて来年度も議論をお願いすることとなります。
よろしく願いいたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

本省にて決定方法について議論は進められるということですね。その議論によっては変わることもあるということですね。

○細川室長

本省では議論はするとの連絡でした。

○新宮会長

分かりました。

ただ今の事務局の説明について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

・・・御質問・御意見なし・・・

○新宮会長

事務局からの説明でしたが、よろしいでしょうか。

本日は、本年度最後の審議会でございますので、田原労働局長より御挨拶を頂きたいと思っております。

○田原労働局長

新宮会長はじめ委員の皆様には、本年度の最低賃金の改正審議に御尽力を賜りましたこと、心から御礼を申し上げます。

本年度の最低賃金改正について振り返りますと、中央最低賃金審議会より示された目安額は、過去最大の引上げ額である 30 円が示され、この金額を基準に福井県の実情を踏まえた真摯な審議を実施いただき、福井県最低賃金については、30 円引上げ、改正額 888 円として、10 月 2 日より発効することができました。

また、特定最低賃金につきましては、新型コロナウイルス感染症、国際情勢、為替関係等による原材料の高騰等の影響がある中、「繊維」、「機械」、「電気」、「百貨店、総合スーパー」の四つの業種の内、機械についてのみの改定審議となりました。専門部会、審議会の審議の結果、機械特定最低賃金については、改正前の 874 円から 41 円引上げ、改正額 915 円として、令和 4 年 12 月 24 日より発効することができました。

さらに、今年度は眼鏡製造業の工賃に係る改正審議を行わせていただき、ほとんどの工程の工賃について金額改正を行うこととして答申をいただいているところであり、令和 5 年 4 月 30 日より効力発生の予定となっております。

福井労働局としましては、これら福井県最低賃金及び特定最低賃金について、幅広く周知を行うとともに、適切な履行確保を図っているところであり、併せて、最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援を行っていくことで、賃上げしやすい環境の整備に引き続き取り組んでいくこととしています。

本年度が終わるに当たり、皆様方に心から感謝と御礼を申し上げますとともに、来年度の審議においても、引き続き、円滑に進みますよう、御協力をお願いしまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

○新宮会長

ありがとうございました。

それでは本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(閉 会)